

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第123回）議事録

令和6年1月26日（金）
10時00分～12時00分
W E B 会 議

[出席者]

（委員）浜田委員、島田委員、石黒委員、近藤委員、是川委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、根岸委員、真嶋委員、松岡委員、松田委員、毛受委員、四ツ谷委員（計16名）

（文化庁）小林日本語教育推進室長、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、齊藤日本語教育調査官、石澤養成研修専門官、ほか関係官

[配布資料]

- 1 第122回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」（報告）の見直しのために検討すべき課題について
- 3 ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理（案）

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2 ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告概要

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 島田副主査から配布資料2について説明があり、意見交換を行った。
- 3 事務局から配布資料3について説明があり、意見交換を行った。
- 4 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第123回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。前回に引き続きオンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になっていらっしゃると思いますので、御承知おきください。

議事に入る前に定足数と配布資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対し、全委員16名の先生方に御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数は超えております。

次に配布資料でございます。資料1は前回議事録（案）、資料2が「『日本語教育の参照枠』（報告）の見直しのために検討すべき課題について」、資料3が「ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理（案）」、参考資料1が「日本語教育小委員会（23期）の審議内容について」、参考資料2が「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」、昨年度の報告概要となっております。資料は議事録（案）を除いて全てホームページに公開になっておりまして、傍聴の方も御覧いただける状態となっております。

○浜田主査

ありがとうございました。議事に入ります前に、資料1、前回の議事録（案）についてです。御出席くださった委員の皆様には内容を御確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の2月2日金曜日までに事務局まで御連絡をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定については私、主査に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。それでは議事に入ります。日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループでの審議が終了したということで、本日は座長の島田委員より御報告をお願いいたします。

○島田副主査

それでは、1月12日に2年にわたる検討が終わりました「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループについて御報告いたします。

本ワーキンググループは、昨年度5回、今年度5回の計10回の検討を経て報告書を取りまとめました。資料2「日本語教育の参照枠（報告）の見直しのために検討すべき課題について－ヨーロッパ言語共通参照枠補遺版を踏まえて－」を御覧ください。前回も御説明いたしましたが、まず、現在取りまとめを進めている報告書の位置付けについて、改めて御説明いたします。

ワーキンググループは、当初その名称のとおり「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめを目指して検討を進めてまいりました。その中で、CEFR 2020補遺版で示されている、異文化間能力や仲介、オンラインでのやり取りなどについては、日本語教育ではまだまだ事例として取り上げる実践等が多くなく、現段階では「日本語教育の参照枠」補遺版として、日本語教育における一定の方向性を示すことについては慎重に進めていってはどうかということになりました。

その一方で、「日本語教育の参照枠」はCEFRの2001版を基にしており、2018年暫定版、2020年確定版に示された内容について、全く検討が行われていないということでは、日本語教育としての対応としては不十分であることから、今後「日本語教育の参照枠」の内容を追加、更新していく際に、外国人受入れの方針や日本語教育に関する法律や方針を踏まえ、CEFR 2020補遺版の中で、特に取り上げる内容及び今後検討すべき課題を示した報告の取りまとめを進めることとなりました。

なお、今回取りまとめる報告は、今後「日本語教育の参照枠」に盛り込むべき考え方や指標などについての検討課題を示したものであり、既に公開されている「日本語教育の参照枠」の内容の訂正・変更を提案するものではございません。

また、日本語教育機関の認定における教育課程編成のための指針については、令和3年11月に取りまとめた「日本語教育の参照枠」の内容に基づいて示されるものであり、今回の報告の内容は含まれていないことを申し添えます。

それでは、目次を基に全体の構成について御説明いたします。まず、第I章は日本語教育の現状と検討すべき課題についてです。まず第1節で「日本語教育の参照枠」（報告）取りまとめ以降の日本語教育をめぐる現状と課題を整理しています。第2節では、現状と課題を受けて検討すべき課題について示しています。

第II章は、外国人の受入れに関する方針とCEFR-CV 2020の概要についてです。第1節では、「日本語教育の参照枠」（報告）取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等について説明しています。第2節では、CEFR-CV 2020の概要及びキーコンセプト（鍵となる考え方）を要約して示しております。第3節は、第1節の外国人受入れに関する方針等々、第2節のCEFR 2020補遺版の概要を踏まえ、日本語教育の参照枠（報告）の見直しのための方針について示しました。

この節では、CEFR 2020補遺版で示された考え方を参照しつつ、これまでに示された日本語

教育に関わる法律や方針等を踏まえた日本語教育の在り方について説明しております。この節では、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現のための日本語教育として、異文化間能力、仲介能力、方略のほか、オンラインによるコミュニケーションについて取り上げていくことを示しています。

第Ⅲ章は、「日本語教育の参照枠」（報告）の見直しの際に盛り込むべき内容についてです。第1節は言語教育館の捉え直しです。ここで目次から移動いたしまして、25ページを御覧ください。25ページの上の部分は、「日本語教育の参照枠」の言語教育観の三つの柱ですが、今回の報告では、この言語教育観の内容を更に充実させていきたいと考えております。具体的には、25ページ下にある図5を御覧ください。

言語教育観の柱1、「日本語学習者を社会的存在として捉える」ですが、これが「日本語教育の参照枠」の最も基本的な教育観となっています。今回は、この社会的存在を、多様性に富む活力ある共生社会の実現の担い手として社会に参加していく存在として捉え直しています。2、「言語を使って『できること』に注目する」、3、「多様な日本語使用を尊重する」の二つについては、CEFR 2020補遺版の考え方から捉え直しています。

2、「言語を使って『できること』に注目する」については、これまでの「日本語教育の参照枠」では、日本語学習者個人が独力で「できること」を増やしていくことに注目していましたが、それに加えて、多様な人々との助け合いを通じて、他者による橋渡しによって、確認や言い換えを求めるなどの様々な方法を用いて、ICT技術を利用してなど、様々な方法を駆使して、「できること」の幅を広げていくことについても考えていけたらと思っております。

3、「多様な日本語使用を尊重する」については、これまでは主に形式面において、母語話者を規範としないということを示していましたが、今回は形式面だけではなく、伝えようとするメッセージそのものや、背景にある考え方、また伝え方などについても多様な在り方を肯定的に捉えていってはどうかと考えております。前回の日本語教育小委員会では、この多様な日本語の在り方について、具体的な説明が必要との御意見を頂きましたことを受けまして、ワーキンググループで検討を行い、加筆修正を行いました。26ページの一番下の段落となります。

続きまして27ページ、第2節は、日本語教育におけるプロフィールです。日本語教育の対象に応じた言語能力の事例を三つ示しています。こちらについては、先日のワーキンググループの検討において、言語活動観について部分的能力が視覚的によりはっきり分かるように修正を行いました。

31ページからの第3節は、日本語によるコミュニケーション能力の更新と追加です。ここでは、CEFR 2020補遺版の中で、特に異文化間能力、仲介、コミュニケーション言語方略、オンラインでのやり取りを取り上げています。その前段として、(1)では、CEFR 2020補遺版の自己評価表を事務局の仮訳として示しています。これは、「日本語教育の参照枠」では言語活動別の熟達度に当たるものですが、ここでは言語活動を受容、産出、やり取り、仲介の四つに分けてそれぞれのレベルにおける熟達度を示しています。

表の中の赤字の部分が、CEFR 2001の自己評価表から更新、追加された箇所となります。特に新たに追加されたのは33ページ、34ページのやり取りの中の書くこと、オンラインでのやり取り、そして仲介の中の三つの活動です。なお、CEFR 2020補遺版の中で、大きな追加事項といたしまして、手話を言語の一つとして位置付け、言語能力記述文Can doを手話に対応させたということが挙げられます。31ページからの自己評価表の中でも、手話についての記述が見られます。

この手話能力に関しましては、日本語教育においても重要な事項であると思っております。ただし現在は、日本語教育における方針を示すことができるまでの教育的なノウハウの蓄積に至っていないという状況があるものと考えられ、文化庁としては、まず、委託事業等において、当事者団体の皆様と共に教育的な知見を蓄積することを今年度より進めております。なお、CEFR 2020補遺版における手話能力についての説明は、23ページのコラム1で扱っております。

35ページ以降は、異文化間能力、仲介能力、方略、オンラインによるコミュニケーションについて、特に日本語教育の文脈に関連が深い指標を仮訳として示しつつ説明を行っております。

第IV章は、今後のさらなる検討課題についてです。今後も継続的に検討すべき事項として、今回は六つの項目を挙げましたが、追加する事項などがございましたら、是非、本日こちらにつきましても御提案を頂ければと思います。

第V章は、参考資料として昨年度のヒアリングの資料を掲載いたしました。今回の資料では、それぞれのヒアリング資料のリンクを埋め込む形で示しております。参考文献についても、全てリンクが埋め込んであります。このほかには、先ほどの手話能力についてのコラムをはじめ、関連する内容を扱った六つのコラムを設けました。

また、全体を通しまして、前回のワーキングの会議の中で出た意見といたしまして、リード文を設けることによって読みやすい形にするということですか、内容の中でのつながりをもう少し強固にするなど、そういったことは今後、加筆修正を進めていく予定であります。

今後の予定といたしましては、委員の皆様より御意見、御提案を頂きまして、座長と事務局にて調整を行い、今年度最後である2月22日の日本語教育小委員会にて最終的な取りまとめを行いたいと考えております。

以上、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの報告となります。

○浜田主査

島田座長、ありがとうございました。せっかくの機会ですので、ワーキングで御苦労くださいました真嶋委員、松岡委員にも一言何か付け加えることがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。2年間の検討を経て、非常に充実した内容のまとめがなされたのではないかと思います。本当にありがとうございます。真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

2年間、長いようで短いようでと言いますか、最後、島田座長が上手にまとめてくださったのですが、ヨーロッパの状況と比較しますと、見たところはまだ日本は2001年版でやっているというように見えますので、今後の方向性が今回の報告で示されて、やるべきことを明示できたのはよかったですと思いますので、2001年版で満足しているわけではないということは皆さんにも御了解いただけて、理解が深まればと思います。

特にメディアエーションの部分、そこはアピールしていきたいと思います。ヨーロッパでは特に教員養成などでも非常に活発にされているようですので、今後、日本語教育でも、ヨーロッパと同じように全てすればいいとは言わないのですが、参考になるかと思います。どうもありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございます。松岡委員、よろしいですか。

○松岡委員

私も真嶋委員と同じ感想を持っています。2年間、手伝ってくださった方々に感謝申し上げたいと思います。

これから外国人受入れの話が活発化してきているのですが、日本語教育はどうも置き去りにされているようなので、是非この新しい考え方もその施策の中に入れていけばいいと強く思っています。これで作業は終わりではないと思っているので、また引き続きこれを生かして次に進んでいってほしいと思っています。ありがとうございます。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御質問、御意見等をお願いしたいと思います。御意見、御発言がおありの方は挙手ボタンでお知らせくださいますようお願いいたします。いかがで

しょうか。委員の先生にお考えいただいている間に事務局から何か補足等はございますか。

○松井日本語教育調査官

それでは、少しだけ事務局として補足をしていきたいと思えます。まだ本日の意見を頂いた上で、もう一修正が入りますが、松岡委員、真嶋委員からもお話があったとおり、このCompanion Volumeを踏まえた日本語教育の方針は、日本語教育は今まで日本語学習者が頑張って日本語を勉強していくというところが非常にフォーカスされて、それはそれとして非常に重要なことで、その応援、サポートはしていかなければいけないのですが、ここで示された考え方は、コミュニケーションというのは人と人の間で行われるものですし、「できる」ということも、日本語学習者とそのコミュニケーションの間、その相互関係の中で「できる」というものが構築されているということかと思えます。

そういった中で、コミュニケーションを行う双方が、仲介であったり、歩み寄りであったり、やさしい日本語もそうですが、そういったいろんな方法を駆使しながら、社会全体として日本語のコミュニケーションによる「できる」ということを増やしていこうといったところを「日本語教育の参照枠」について、今後は、の大きな方向性として示していければと考えているところでございます。

○浜田主査

ありがとうございます。従来から、互いの文化を尊重するという文言が色々なところで使われていたわけですが、複言語・複文化能力を前提にした、コミュニケーション能力の記述ということで、より外国人の方々の持っている言語・文化に対する尊重が、この参照枠でも仲介能力といった形で、より積極的に取り込まれていくことを期待しております。

では、長山委員のお手が挙がっております。よろしくお願いたします。

○長山委員

私は日本語教師ではないので専門性がないというところで、このCEFRの話や参照枠の話に素人なりに接して行って、それをそしゃくして事業の中でどう展開していくのかというのを考えるわけですが、今回のように見直しが進んでいくのはすばらしいことだと思いますし、内容的にも非常によく理解できて、進んで行ってほしいと思っています。

一方で、この話が日本語教育業界の中だけで閉じていてはしょうがない話なので、私が難しさを感じるのは、例えば多様な言語使用を認めるといった考え方は、本当に外国人を雇っていく企業の皆さんが理解してくれないと困ることで、日本人と同じように日本語ができないと雇えないよ、みたいなことを言っているようではいつまでたっても雇えないので、いろいろな言語使用を認めつつという、こういったCEFRの考え方を理解していてももらいたいと思っています。

私も、企業の方とお話をするときには説明をしようと思うのですが、言葉が難し過ぎて、かなり翻訳をしていかないといけません。皆さんもCEFRを翻訳するところで苦労されていると思いますが、この翻訳されたものを更に翻訳しないと一般の方には非常に理解しづらいワーディングがたくさん詰め込まれています。現段階ではこれ以上やりようがないとは思いますが、これを多文化共生社会を作っていくために進めていく、広くいろいろな企業の方にお話をしていくといったときには、分かりやすい言葉にしていくという作業が出てくるのだろうというコメントまでです。ありがとうございました。

○浜田主査

ありがとうございます。大事な御意見を頂戴したかと思えます。

では永田委員、お願いたします。

○永田委員

私も長山委員と全く同じ感想を持ったもので、日本語教育の関係者がこのことをしっかり理解しておくのももちろん大事だと思うのですが、社会の中で言葉が使われていく以上、広く社会の中でこれが認識、理解されていくというのが大事だと思いました。先ほどやさしい日本語の話が出ましたけれども、私が住んでいるところでも、そういうやさしい日本語のワークショップなども開かれていて、かなり市民の方も参加されていると聞いています。そういった形で、こういう考え方が、日本語教育の関係者だけでなく、市民の方々や社会全般に広がっていく、あるいはそれを広めていく動きになるといいと思いましたというのが1点です。

もう1点、私は日本語教員養成の立場からしますと、これをしっかり理解している教師、教育者がこれから求められるだろうと思います。このたび、本当に御苦労いただいたこの報告書を読み込むのも大事だと思うのですが、一方で、なかなか読み込むというのは大変なこともあるので、例えば先ほど座長から紹介していただいた要点がまとめられたものが併せて出されると、教員養成の現場の者としても、どこがより大事なのか、本質なのかが分かりやすくなるのかと思いました。

○浜田主査

御意見ありがとうございます。長山委員に続いて永田委員からも、日本語教育の中だけに閉じないよう、この内容を広めていただくということが重要であると。日本語教員を目指す人たち、そして一般の方に対しても、もっと分かりやすく伝える工夫が出来るといいのではないかという御意見を頂戴いたしました。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

本当に2年間、この報告書をまとめていただくために御尽力いただきまして、ありがとうございます。更に読みやすく、読んでいて理解がしやすくなったと同時に、この複言語・複文化能力の内容についても、分かりやすく書いていただきまして、ありがたく思っています。

まず二つ質問があります。一つは細かい点ですが、36ページに②として複言語・複文化能力についての言語能力記述文の丸の三つ目、「ほぼ全てのレベルにおいて、挙げられている概念は以下のとおりである」というところの「中立的かつ批判的に評価すること」という点ですが、文言としては分かりませんが、具体的にどのようなことを述べているのか、御説明いただけたらと思いました。

それから、オンラインの記述が出ておりますが、例えばヨーロッパにおいては、オンラインでの、文字入力は比較的、抵抗がなく行われるかと思うのですが、日本語に置き換えた場合に、ICTリテラシーというものが求められると思います。その辺りについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○浜田主査

2点御質問を頂きました。島田座長からお答えいただければと思います。1点目が、36ページにあります「中立的かつ批判的」というのは具体的にどのようなことを想定されているのかということ。それから、オンラインでのやり取りということで、ICTリテラシーについての御質問ですが、具体的に特にご質問になりたい点はこういった側面でしょうか。

○戸田委員

33ページに「やり取り」として「書くこと、オンラインでのやり取り」がA1からB1まで記述されております。ヨーロッパでは、こういうオンライン上文字でのやり取りは、例えばヨーロッパ言語ですと、オンラインでの書くことのやり取りは比較的抵抗がないかと思うのですが、日本語の場合には、平仮名、片仮名、漢字があるので、その辺りのICTリテラシーの克服について、どのようにお考えなのかを御意見としてお伺いできればと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。ICT機器を使った場合の日本語教育、特に表記方法の学習についてどのようにお考えかということによろしいでしょうか。

○戸田委員

はい、ありがとうございます。

○浜田主査

それでは、今の2点につきまして、島田座長からいかがでしょうか。

○島田副主査

まず一つ目の36ページの「中立的かつ批判的に評価すること」ですが、あくまで今回の報告書に書かせていただいた内容が、CEFR2020の抜粋をしたものになりまして、CEFR2020の補遺版の原典を当たっていただくと、それについて非常に詳しく書かれています。そこを今、参照いたしますと、能力記述文がレベルが上がるにつれて、この複文化レポーターがどのように成熟していくかということが丁寧に記述がなされています。

最終的なCレベルになりますと、ここに、訳で申し上げますが、Cレベルでは、「注意深く文化的信条、価値観、実践慣習の背景を説明する能力が発展し、これらの様々な側面を解釈、議論し、社会言語学的な運用慣習からくる曖昧さにも対処し、文化的な、適切な反応を建設的な形で行える」という説明がなされております。ですので、感情的にならず、中立的に、ただ自分の意見を適切な形で伝えるという意味かと、今、至急確認して、個人的な見解になるかもしれませんが、真嶋委員、松岡委員、もし間違っていたら補足をお願いしたいのですが、まずはそういうことかと思えます。

それから、二つ目のオンラインの文字入力に関しては、なかなか難しいのですが、ワーキンググループの中で検討したこととして、ここのオンラインでのやり取りが出てきた背景には、SNS、チャットなどでのやり取りが、海外だけではなく日本でも増えて、また、コロナ禍を経て、ビデオでのオンライン上の会議など、世の中のリアルなコミュニケーションの形態も変化しつつある中で、CEFR2020で捉えた私たちの言語使用の変化はまだ今に追いついていないということもあるのではないかという議論がありました。

オンラインのやり取りに関しましては、AIや翻訳ツールの使用も含めて、今後、検討していかなければならないという議論がワーキングでもなされたところです。以上、お答えになっておりますでしょうか。

○戸田委員

ありがとうございました。

○島田副主査

複文化レポーターのところは非常に難しいところですので、もし真嶋委員、松岡委員、何かあったら是非補足をお願いします。

○浜田主査

真嶋委員、松岡委員、いかがでしょうか。

○真嶋委員

今の「中立的かつ批判的に評価する」というくだりですが、概ね島田座長がおっしゃったところで

説明できていたかと思います。中立的というのは、一つの自分の母文化、あるいはその当該の目標文化というか現地の文化だけとか、何かのどこかの文化に最初から偏見を持って優劣を付けてみたりする、そういう態度ではなくて、できるだけ、一步下がり、寛容性を培うなどという言葉でもいいのかもかもしれませんが、できるだけ中立的に、優劣を付けようとしなない考え方を、あるいは態度を持つ、それを伸ばしていくという意味かと理解しております。

○浜田主査

真嶋委員、ありがとうございます。松岡委員はよろしいですか。

○松岡委員

この批判的という言葉は日本語にすると、何か批判の方が勝ってしまうように感じるのですが、どの文化がどういう背景を持ってそのようになったのかということも含めて考えながら、もし対立するのであれば、対立の背景は何があるか、それから自分の文化も含めて、どうしてこうなのかということも客観的に見てみましょうというのがこの批判的という意味になるので、必ずしも攻撃的な意味はないのだということはお伝えしないといけないと思います。この訳文にもしかしたら何か付けた方がいいかもしれないと今、御質問を聞いていて思いました。

○戸田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

私も、日本語で「批判的」というと、偏った内容になってしまう恐れがあるように感じました。複言語・複文化能力、あるいはこの日本という社会が多言語・多文化の社会になっていくために大事なポイントでもあると思いますので、具体的に記述を付け加えるということも御検討いただいたらどうかと思いました。ありがとうございます。

では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

今の36ページですが、「中立的かつ批判的に評価すること」の四つぐらい上、「違いに敏感であることを示す意欲を持つ」というところが具体的にどういうことなのか、説明をしていただけますでしょうか。

○浜田主査

それでは、島田座長からお答えいただくことはできますでしょうか。

○島田副主査

こちらもCEFR-CV2020からの抜粋ですが、実はこのCEFR-CV2020では、詳しい内容については、FREPA/CARAPを参照することということで、違う文献にもっと詳しい、文化の学習をどうするかなどという記述があります。ですので、もともとのCEFR-CV2020の中も抽象的な記述で終わってしまっているということがあるところはあるかと思いますが、ただ、そこを抜粋していますので、もっと抽象度が上がってしまっているところがあるかと思えます。

「違いに敏感であることを示す意欲を持つ」は、事務局で回答できたらお願いします。

○松井日本語教育調査官

事務局から補足で。「違いに敏感であることを示す意欲を持つ」というのは、もともとは英語で示されていて、これ以上の説明がない部分ではありますが、こちらの資料の38ページにCARAP/FREPAというのがあります。ここは本当に一部ですが、具体的にこれはどういう行動なのかということについては、こういった日本語に翻訳されているリストがあり、微に入り細にわたり、具体的に、食習慣であり生活習慣であり、自分と異なった振る舞いをしている人が何か変なことをしているというように捉えるのではなくて、真嶋委員、松岡委員から御説明があったように、理由、背景があつてそういうことをやっているという気付きを促す説明が、CARAP/FREPAのほうは、それこそ何百とあるということでございます。

そういった中で、先ほどの戸田委員から御質問があつた「中立かつ批判的に評価すること」というところで、これを絡めて、かなり37ページの「複文化レポートの構築」というところで、この曖昧さに対する処理、それが自分では一見分かりにくいもの、曖昧なものに対するその理解、耐性というものを、ある意味自分の文化と相対して捉えることで理解を深めていく。それがすなわち、松岡委員が言っているところの批判的ということにもつながるのではないかと思います。

例えば具体的にどうかということについては、このFREPA/CARAPのこのリストを御覧いただけますと、この一部、38ページの表7に書いてあるところは同じ書き方ですが、A-2.4、「異なる言語／文化の間にある差異および類似性に敏感である」と似たような言葉が書いてありますが、実はこの下に膨大なリストがありまして、具体的な振る舞いであるとか生活習慣であるとか、そういったところに対して何か発見をするとか、好奇心を持って、関心を持って観察できるか、そういったCandoがこちらに並んでいるということで、結び付けられているということはあるのではないかと考えております。

○近藤委員

御説明ありがとうございます。私は英語圏とドイツ語圏に住んでいた経験も加味して申し上げますと、その違いに敏感であるということを示すのは、ヨーロッパの文脈では理解できると思います。一方で、日本の文脈で、寛容性とか、そういうCEFRで大事にしていることがあるにもかかわらず、何か違いに敏感であることを積極的に示すという、単に文言の問題だと思うのですが、何かそこがもう少し伝わりやすいように、必ずしもいつも敏感であつてそれを主張するというのではなく、相手の反応を見てということも書かれているわけなので、文言を補足等していただければ、ここだけ読んだ方も分かりやすいのではないかと思います。膨大な作業をしていただき、本当にありがとうございます。

○浜田主査

非常に貴重な御意見を頂きました。私もこれは、いろいろな背景を踏まえた日本語の問題であると思います。「敏感である」というと、どうしても違うものを排除するという発想に結び付きがちですので、違いを大事にするとか、尊重するとか、もしかすると意識として別の訳語も検討いただくとよいのではないかと感じました。

では根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

2点あるのですが、今の点で言うと、Companion Volumeの最初に出てきた部分は、Key Elementsというもので、その後のDescriptorをどのように作ったかという手のうちを教えてくれているところなので、今のだとSensitivityという語かと思って検索すると、Key Elementsの記述の中に今の該当の部分があつて、その確認をした後に、さらにその下の検索に出てきた項目を見ていくと、実際にSensitivityというのがDescriptorの中でどう使われているかという例を多く拾うことができ、そちらを見ると言いたい

ことがより分かるというか、手のうちのほうを先に見ている状態なので、その先を見た方が私たちとしては分かりやすいかと思いました。

日本語の問題で確かにS e n s i t i v i t yと言ったときに、「敏感」と言うとは違うニュアンスがあるのかと思ったのですが、今のような作業をするときに、完全に意識したものだけが表に出ると、まだC o m p a n i o n V o l u m eが翻訳されて出ていない状況だと、その手がかりを失ってしまうので、括弧の中で、こういうことという説明を占めておくといいかと思いました。

それからもう1点は、永山委員や戸田委員がおっしゃっていた、「読みやすかった」という点で思いついたのは、C o m p a n i o n V o l u m eの中にはu s e r f r i e n d l yという言葉が、3回ぐらい出てきます。2001年版がとても読みにくかったのです。これは世界中にいろんな声があって、みんな眠くなってしまう、誰も読んでいないのではないかということがありました。

そういう声を受けて、C o m p a n i o n V o l u m eの方はやさしく書くということがあったのです。確かに今回の決定で、日本語教育は当面2001年版によるということですが、このC o m p a n i o n V o l u m e補遺版の精神は、分かりやすく伝えていくためのパンフレットなども、このC o m p a n i o n V o l u m eを参考にしつつ、作られるといいかと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。非常によく分かりました。

石黒委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○石黒委員

私は詳しいことが分からないので、見当違いのことを言ったら恐縮ですが、今日御説明いただいた中で、特に心に残ったのは25ページの図4でしょうか。言語教育観の柱の捉え直しというところの柱だと思います。「日本語学習者を社会的存在として捉える」、「言語を使って『できる』ことに注目する」、「多様な日本語支援を尊重する」、これは本当にそれぞれ大事なことですし、今回盛り込まれたということが非常に大事なことだと感じています。

これが、翻って私たちがこれを読んで捉えようとするときに、当然こういうものには主語というものがないわけですが、どんなものを主語に入れて、つまりこの文書自体が、いろんな宛先があると思うのですが、どなたを宛先にして活用されていくのかということが大事になるかと思っています。

もちろん日本社会と言うことはできると思うんですが、そこには多様な方が存在していて、企業の方もそうでしょうし、また地域社会の方もそうでしょうし、学校教育の学校の中もそうでしょうし、もちろん日本語教師という観点もあり得るでしょうし、同じように日本語で生活している学習者同士であっても、学習者自身もまたこういう意識を持った方がよいと、多様性が自分としても認められるとか、例えばいろんな主語が想定されるわけですが、この議論の中でその辺りはどのように議論されてきたのか、そして、その辺りを今後どうやって多くの方に伝えていったらいいのかということをお伺いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○浜田主査

この「捉える」とか「注目する」とか「尊重する」ということの主語は一体誰なのかというお尋ねでございます。島田座長、お願いいたします。

○島田副主査

ワーキンググループの検討の中でも、委員の中で、一体誰が主体なのかということは議論になりました。そこで、「はじめに」の部分の冒頭に、この報告書が誰を宛先に行っているのかということを加筆いたしまして、ここでは、先ほど石黒委員がおっしゃった、多様な主語ですけれども、「日本語教師、日本語教育コーディネーター、行政関係者、企業において日本語教育に関わる方々等を中心に、

日本語教育に関わる全ての方々を対象とし、「」という言葉の冒頭に付け加えました。ここではまだ、広く社会全体や一般市民の方々といったところまではこの報告書のターゲットとしては広げ過ぎではないかということもございまして、取りあえずはこの範囲でお届けしたいということを書き添えました。ですので、今後、対象を広げていって、また分かりやすく、様々な方に理解していただけるように伝え方を工夫するという事は非常に重要かと思えます。

また、同時に先ほど根岸委員から頂いた言葉の訳し方について、敏感という言葉を受容性と表現するなど、異文化コミュニケーション学の分野で使われているような言葉について、日本語プラス英語も併記して示すなどといったことも必要かと感じながら聞いておりました。

○浜田主査

石黒委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見等ございますか。では松田委員、お願いいたします。

○松田委員

61ページですが、今回の補遺版の概念というのは非常に重要なもので、特に仲介というものが大きな鍵になってくると思うのですが、日本語教師養成の研修に関して言うと、まだ仲介という概念が日本語教育の、例えば大学教育機関においても教師養成であまりまだ中心的に扱われていないと思います。それに当たっては、養成・研修がどのように今後なされていくのか、そしてその養成・研修を担う研修プログラム、養成者のための養成・研修プログラムが非常に需要になってくると思っております。是非こちらを順序として優先的にまず考えていただければいいと思っております。もし何か計画があれば、その養成者の養成の計画があれば教えていただきたいと思えます。

○浜田主査

先ほど冒頭での御説明で、現在の養成認定機関の目安には入っていないということでしたが、今後のこういった考え方をどのように広めていくか、特に養成の分野で広めていくかということについての考えを、これは島田座長からお願いできますでしょうか。

○島田副主査

まず、仲介に関するワーキングの中での捉え方や、今の段階でお示しできることについて、私自身の経験も踏まえてまずお答えして、具体的な養成をどうするかは事務局からお答えいただくのがいいかと思えます。

この仲介という言語活動は、非常に共生社会を実現するために重要な言語活動といえますか、スキルであるということは全員が理解しているのですが、尺度として、ほかの受容、産出、やり取りなどのCan doと同様に、複言語・複文化レパトリーのCan doもそうですが、それをA1からC2の6レベルで示されたCan doと同じように目標設定で使ってタスクをデザインしてというように使うには、まだ日本語教育の現場での実践を踏まえて、この尺度として目標設定にどの程度、どのように使うのがいいのかということについての積み重ね、蓄積が必要かと思えます。

例えば、私自身が調査した結果を申し上げますと、評価するほうも、このCan doが一体何を示しているのかということの理解が難しく、A1からC2というようなレベルごとに尺度化できず、1個の仲介能力となってしまうたり、そういった尺度としての信頼性などは今後実践の中で研究していくべき課題として残っているかと考えます。以上、個人的な見解も含めて、仲介についての今の段階でのことを申し添えました。養成に関しては事務局からお願いいたします。

○浜田主査

では、事務局からお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

お答えいたします。こういった仲介も含めてですが、まずこの日本教育の参照枠そのもののカリキュラムに基づいたカリキュラムの編成といったところから、拠点整備事業、あとは参照枠の教育モデル開発事業などでもいろいろな研修を実施していただいております。「日本語教育の参照枠」に基づいたカリキュラム編成、又はそういった教室活動などに対する教員研修については、来年度以降も継続して力を入れていきたいと思っております。

そういった中で、将来的には、仲介や異文化能力といったものを日本語教育としてどう扱っていくかということに関する何らかの研修も、今後の課題として取り扱っていただきたいと思っております。

○浜田主査

今回は、あくまでも今後検討すべき課題ということで、実際にこれを養成の枠組みの中でどのように扱うべきかは、恐らく今後、具体的な「日本語教育の参照枠」の見直しの中で併せて提言されていくといいと思います。

では毛受委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○毛受委員

ここまでの作成、本当にお疲れ様でした。この報告では、日本語の在り方だけではなくて、日本人の外国人に対する意識の在り方もここまで踏み込んでいるというところが非常に重要かと思っております。御承知のように政府の総合的対応策なりロードマップでは、共生社会の基盤整備に向けた取組の中で、共生社会の実現に向けた意識醸成というところが書かれているわけです。この意識醸成について、何をやるかということ、共生に係る啓発月間を設けます、イベントやりますぐらいで、意識醸成の中身が実は明確にされていません。

そういう意味で言うと、我々が議論していたことというのは、正にその共生社会へ向けて、日本人、日本社会としてどういう意識を持たなければならないかという中核的なところが議論されていると思います。これを基に、日本の共生社会が実現されていくときに、議論を更に発展させていくことが必要だろうと思います。そこを基に、広く国民の皆様、この議論を広げていくことが重要で、これも日本語の言語を超えたところで、外国人が入ってきて、定着して活躍していただく社会にだんだんなっていくざるを得ないわけですが、その時、日本側がどうするべきなのかということだと思っております。

そういう意味で言うと、今の政府の取組は、意識醸成は大切だと言いながら、その意識醸成の中身が不十分ですので、その中身をリンクさせた形でつなげていただきたいと思います。さらにその具体的にこれは長山委員からもお話がありましたように、どういう形でこれを広げていくかということからはますます重要になってきますので、いろいろな形で、是非文化庁なり文科省が中心になってやっていただければと思います。

○浜田主査

今回、この報告はあくまでも日本語教育小委員会ワーキンググループとしての位置付けというお話が先ほど座長からありましたが、今の委員の皆様のお意見を伺いますと、大風呂敷を広げたような、日本社会全体に関わる問題であるということをお話としてどこかに加筆していただくこともあるのかと思います。ありがとうございます。

ではそのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、たくさん御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日出されました意見を踏まえて、さらに修正を頂き、最終版につきましては、次回日本語教育小委員会にて改めて御報告いただくということとさせていただきたいと思っております。委員の皆様は、再度この報告案を見直していただき、さらに御意見がありましたら、会

議後1週間をめどに事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、議事の2に参ります。今期、日本語教育小委員会の後半の審議事項でありました、ICTを活用したオンラインによる日本語教育の在り方について、前回に引き続き、審議を行いたいと思います。それでは、事務局より、資料3に基づいて説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

資料3「ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理(案)」を御覧いただきたいと思っております。前回の御意見を踏まえ、修正し構成を変更しております。

4章構成になっております。1章「はじめに」では、この検討の目的について挙げます。2章で検討の背景、現状と課題について整理をし、3章は、ICTを活用した日本語教育を推進していくための検討の観点を5点に整理をさせていただきました。4章で、検討を進めるに当たっての留意点と今後の国の対応等を記載するという案となっております。

順を追ってご説明いたします。2ページ目、「はじめに」は、この報告の目的、位置付けです。

3ページ目、2章、検討の背景では、(1)検討の背景としまして、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた影響、それに基づいて、様々な形でオンライン環境の整備が進んだことを挙げております。二つ目のポツで、新型コロナウイルス感染症影響の長期化を受けて、日本語教育機関で入国を待つ海外の外国人留学生に対して、日本国内からオンラインによる日本語教育を提供するという状況が生じ、対面同様、質の高い日本語教育をオンライン環境において提供することが求められたという事例を書いております。

三つ目のポツで、様々な日本語教育機関がオンライン教育を展開し、日本語教師に対するオンラインを活用するための研修が全国的に展開されました。これがオンラインの活用が進んだ、一つの大きな契機になりました。

四つ目は、地域の日本語教育においても、コロナ禍でボランティアによる日本語教室の多くが活動停止となった中で、文化庁事業を活用し全国各地ではオンライン日本語教育の環境整備に向けた取組も始まり、コロナ収束後も、散在地域の外国人住民向けにオンライン日本語教室の実践が都道府県、政令指定都市を中心に広がりを見せているといったことを挙げております。

4ページ目です。ウクライナ避難民の受入れにおいても、政府として初めて全国各地に散住している学習希望者に対し、オンラインで日本語教育を提供するという試みを行いました。近隣に日本語教室がなく、日本語の勉強ができない約50名の方に、オンラインで日本語教育を実施した事例を記載しました。

2点目には、対面、オンライン、eラーニング、オンデマンドなど、学習方法を選択できるようになったことを挙げ、このほか課題の提出や学習管理におけるLMSの活用、また、学習者への連絡・周知等にSNSを活用する事例があるなど、様々な目的に応じたICTツールが活用されていることに触れています。

三つ目の丸では、日本語教師養成においても、ICTの活用が進み、コロナ禍では特に教育実習等の教育実践の場においても試みが始まっているということを記載しております。

下から二つ目ですが、令和6年4月に施行される日本語教育機関認定法においても、生活・就労分野の日本語教育機関における教育課程の一部は、多様なメディアを高度に活用して、教室以外の場所で授業を行うことが認められているといったことについても触れております。

続いて5ページ目です。(2)ICTを活用した日本語教育の現状として、これまでに挙げていただいた例、報告、他省庁の報告から事例をあげております。一番下になりますが、大学等の高等教育機関において、COIL(オンラインを活用した国際共同学習)が加速しているということ、オンライン環境を生かした学習デザインが既に始まっているといったことを挙げております。

6ページ一番上に、留学生に対する日本語教育機関では、来日前の日本語教育プログラムをオンラインを活用して実施するといった取組も行われています。渡日前教育では、日本語学校等がない国・

地域の日本語学習者に対しても、教育機会を提供することができ、特にアフリカ諸国の学習者からは大きな反響があったと聞いております。

続いて6ページの二つ目の丸です。反転授業等の実施によって授業設計が新しくなり学習効果が高まったこと、クラス内の日本語能力差の解消にも効果が見られたという例を記載しました。また、オンラインの活用によって、日本語教室に日本人住民や企業の方、また大学生、高校生といった方々が参加する機会を増やすことができたことも一つの効果と言えるのではないかと記載しております。

7ページは、課題について挙げております。一つ目です。ICTを活用した教育の試みに伴い、日本語教師、教育機関、学習者にデジタルデバイドの問題が発生したことです。これはスキルだけでなく、パソコンを持っていないために、携帯電話、スマートフォンでオンライン授業に参加せざるを得ないなど、ツール上で困難を抱える学生など、個人、集団、地域、国家間で格差が生じているという点を挙げています。

二つ目はデジタルネイティブの世代であっても、ICTを語学学習にどのように効果的に使うのかについては、教師、学習者双方にスキルの面で困難があったということ。例えば、対面を想定した教育内容をそのままオンライン授業で行ったために、クラス人数、発音、文字指導、1人当たりの発話量などにおいて、問題が生じたといったことも挙げております。

続いて8ページをご覧ください。上から二つ目に、日本語教師養成・実践研修において、対面に加えてオンラインによる指導を試みる機関が出てきていますが、指導方法を含む実践研修担当講師の育成が十分でない状況にある。ICTを活用して、例えば学習者の学習データを蓄積して、学習者のつまずきの要因を分析したり、つまずきの予測に活用するなどといった視点がこれから必要になるのではないかと。また、教育環境の整備で、学習者に対しても学習リソースとして授業内でICTを活用した学習デザインが行えるような教師育成が必要ではないかなどが課題として挙げられております。

続いて9ページ、3章では、ICTを活用した日本語教育について検討の観点を、五つに整理し挙げております。

一つ目は、ICTの活用は、日本語教育の普及及び環境整備の観点から有効であり、今後も一層推進していくべきではないか。その御意見を下に記載しております。

10ページ、2点目です。オンラインを活用した日本語教育の効果を対面と比較し、具体的に明らかにする必要があるのではないかとということ。

3点目です。ICTを活用した日本語教育の実施に際しては、日本語教育機関が一定の基準、規定を設けた上で、教育効果が十分に見込まれるように実施するべきではないかとということ。

4点目です。ICTを活用した教育実践を行うことができる日本語教師の養成・研修が急務であり、特に実践研修担当教員の育成プログラムというのが必要ではないかとということ。

5点目です。ICTを活用した教育を一層普及するためには、活用できるデジタル教材やアプリなど、学習支援ツール、LMSの開発、普及が必要ということです。以上5点を検討の観点の柱として挙げておりますが、御意見いただければと思います。

12ページ、4章「おわりに」は今後検討を進めるに当たっての留意点を挙げております。例えば、本日前半の審議において参照枠の今後の検討に当たって、オンラインでのやり取りが観点としてありました。このような点についても、御意見をいただきたくお願いいたします。

(2) 今後の対応は、今後国として、また自治体等と協力して行うべき対応として、六つ挙げております。

13ページからは参考資料になります。ICTを活用した日本語教育の今後の検討に資するために、好事例またその要因として考えられる観点といったものを、実際に現場の方々から上げていただくのはいかがでしょうかと考えております。4点挙げております。例えば(1)留学生を中心とした日本語教育機関のグッドプラクティス、これは特徴的な実践例といった意味のグッドプラクティスですが、来日前に日本語教育を提供するといったこと、また、オンデマンド教材を活用した反転授業などの事例を御紹介するという点についてです。(2) 地域における日本語教育のグッドプラクティスとして、①が

自治体間の連携協定によるオンライン日本語教室の事例、②番が島嶼部、島々におけるオンラインにおける日本語教室の事例。(3) 難民、避難民に対する日本語教育のグッドプラクティス、(4) 就労日本語教育の分野でのグッドプラクティス、定住外国人に対する就労日本語教育研修や、eラーニングシステムと対面との組み合わせた就労日本語研修の例などを挙げてはいかがかと考えております。コラムとして、日本語学習支援ツールの紹介を御提案させていただいております。

前回の御意見の概要は、25ページに載せております。事務局からの資料説明は以上です。

○浜田主査

ありがとうございました。ICTの活用という、本小委員会にとりましてはこれまであまり扱ってこなかった議題でございますが、今回、いろいろな実践、それから調査等を基に、可能性とそれから課題ということでおまとめを頂き、また、参考資料についても、各分野での好事例の紹介を収録しようというお話でございました。

委員の先生方には、積極的に御意見を頂きたいと思っております。特に今後こんな調査、こんな事業が必要ではないかというような具体的な提案も含めまして御意見をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。では四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

御説明ありがとうございます。2点、コメントになりますが、オンラインによる日本語教育のメリットといいますか、利点が何点か挙がっている中で、海外における日本語教育に関して言うと、海外と国内の日本語教育の接続という観点から、それから留学生等の来日前の日本語教育などでも効果があるといった点が述べられました。海外における日本語教育では、母語話者教師が欧米などは多いらしいですが、それ以外の国は、日本人、日本語を母語とする教師の数はそんなに多くなく、ほとんどいないという国の中にはあります。そういったときに、日本から日本人の、日本語を母語とする教師が教えるということのメリット、そういう利点はあるかと思われました。

それから、今後、検討していかなければいけないこととして、オンラインを活用した日本語教育の効果を対面と比較して具体的に明らかにする必要があるのではないかという点です。これは前回も、発言しておいて何ですけれども、結局オンラインと対面で学習の達成とか効果がどう違うかというところの検証は必要なのは間違いないですが、例えばその結果、例えばオンラインの方がこういう点で対面には及ばない、あるいはある技能はなかなか難しいという結論が出たとしても、それをもってオンラインの意味そのものを否定することにはならないということです。各技能が全て求められるわけではないという課程はあるでしょうし、こういうコースであればフルオンラインでも認められるなど、それぞれのコースごとの学習達成度の目標に応じて、判断が求められるのではないかと思います。

○浜田主査

オンラインのメリットということで、もちろんオンラインと対面は違うとわけですが、その場合にオンラインが駄目だということではなく、課題があればそれをどのように克服するかを考えていくとか、メリットをより生かすということを検討していく方向性の御意見かと思われました。

では、村委員、その後、長山委員、永田委員の順でお願いいたします。まず西村委員、お願いいたします。

○西村委員

先ほどお話があったオンラインのデメリットの部分で踏まえた改善点ですか、それはおっしゃるとおりだと思って今意見を聴いておりました。私から大きく2点意見があります。

一つ目は、モチベーションの維持ということなんです。これに関しては漠然とオンデマンドのものはモチベーションが上がらないのではないかというような、続かないのではないかというような意識を

持っている教員は比較的多いと、自分も含めてあると思うのですけれども、それ以外にも、オンラインで会議システムなどを使ってやる場合であってもモチベーションが維持できないというケースはあるかと思います。モチベーションがどういう形態だとかどのように上がったり下がったりするのか。上がるとすると、それがどのような要因があって上がっていくのかということをご丁寧に当たっていくことは大事だと思います。

もちろんその中身として教育が充実していたというところも当然あるとは思いますが、その辺も含めて、モチベーションがどうなるのかを幅広く当たっていくことは重要かと思っています。

もう一つ、形態に関して、オンデマンドか、同期か非同期かという話の一つありますが、それだけではなくて、インテンシブに毎日学習するスタイルなのか、週に1回なのかによってもかなり違うのではないかという気がします。それから、オンデマンド、同期と非同期を組み合わせると、反転授業というお話がありましたが、反転授業だけではなくて、それを更に超え、それが往還していくような教育の在り方をされている機関も既にあると思います。

そういう意味では、どのような形態があり得るのかという、それを機関であったり組合せであったり幅広く見ていくと、課題と言われていた部分がそういう様々な幅広いやり方の区分によって解消していく部分も出てくるのではないかと思います。その辺を調べていくことは重要だという意見でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。多様な実践の在り方について、もっと情報収集をとという御意見でございます。

では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

何度も意見しているところですが、ライブ型でやるもの、オンデマンドでやるもの、ハイブリッドなど、多様なやり方がある、どれか教育効果という点でどんな利点がある、どういう実践があり得るのかという検討は、必要ですが、ニーズに応じて教育を提供していくという観点で言うと、教室に通うことができない学習者、あるいは散在地域の学習者に教育を届けていくと考えると、フルオンラインの一手しかないのです。教育効果という観点で議論する形態の議論と、どうやって日本語教育を届けていくのかという観点で議論することと分けないといけない。教育効果の観点はかなり綿密にいろいろな検討が必要ですが、届いていない人に今届けるという話は、もうスピード感を持ってやらなければいけない話なので、その論点を分けるような記述があってもいいのではないかと思います次第です。

モチベーションについて、私もコメントさせていただきたいのですが、オンデマンドとライブを組み合わせた結果として、自分で分からなかったことを何度も何度も繰り返しオンデマンドを見ることができるというメリットはあるものの、モチベーションのところは劣ってくる場所がある、我々もフル対面の授業とオンラインの授業と同じような内容で、カリキュラムは違いますが、並行して走らせています。しかし、オンラインの方が途中でやめる率が高いということは間違いなくて、そのところをどうケアしていくのかというところは必要な検討事項なので、色々な事例を拾い上げたいと思います。

それから参考資料の事例のグッドプラクティスのところですが、外国ルーツの子供たちに対するグッドプラクティスも入れてもいいのではないかと思います。小学校・中学校で日本語指導が必要な子は一人、二人といった少人数になりますし、散在の仕方が半端ではありません。かなりいろいろな場所で指導を行っていることを考えると、取り上げてもいいかという気はしています。

○浜田主査

ニーズに応えるということは、オンラインの一番の利点は物理的な距離、時間の制限を受けないということですので、その辺りをもう少し分けて記述をするということと、モチベーションについては、課題も明確にあるのですが、どのようにそれを乗り越えるのかということ、そして好事例として子供対象のもの、学校のものには難しいですが、例えば地域で取り組まれているようなものなどは可能性があるのではないかと、そういった御意見でございました。

では永田委員、お願いいたします。

○永田委員

観点として示されているICTを活用した実践を行うことができる日本語教師の養成や研修が必要だというのは本当にそのとおりだと思っています。私も今、養成の場で、ICTを活用してこういう実践ができる、教材が考えられるといったことは話してはいますが、一方でICTの技術の進歩は本当に速くて、養成の場で学んだことが、もう数年後にはまた事情が全く変わっていることを考えると、まずは研修の重要性が大事になってくるのかと思います。

一方で、養成の段階では何を学んでおけばいいのかという議論も必要かと思いました。というのは、先ほどから出ているニーズであるとか教育効果であるところを踏まえて、実際の日本語教育の現場に出ていったときに、自らその教育効果であるとかニーズを踏まえてICTと付き合っていけるような日本語教育人材、日本語教師を養成する必要があると改めて感じているところです。養成の場で必要なICTに関する教育内容とはどういうものか、もちろん今コアカリキュラムとか出されていますけれども、テクニカルな話にとどまらず、本質的なところを理解した教員養成というのも大事だと思います。同時にこれから行われるであろうニーズ調査や効果検証の結果をそういう教員養成の現場に取り込んでいく、そういった往還ができるといいと思いながら聞いておりました。

○浜田主査

養成も大きな課題で、オンラインに限らず、ICTそのものがなかなか教育現場で活用できていないという現状もある中で、貴重な御指摘を頂いたと思います。また、養成そのものについても、オンラインでどこまで可能かといったことも併せて、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

では、島田委員、続けて仙田委員、お願いしたいと思います。まず島田委員からお願いいたします。

○島田副主査

ありがとうございます。本日の一つ目のディスカッションとも関係がありますが、今後、日本語教育の範囲を仲介能力の育成や、異文化間能力の育成も視野に入れてきた場合、オンラインで日本語教育をするということがどの部分をカバーするのかということが少し変わってくるのではないかと考えながらお聞きしていました。

例えば私が在籍する武蔵野大学のグローバル学部のグローバルコミュニケーション学科というところは、2年生の学生が全員アメリカに5か月留学に行くのですが、コロナで渡航型の留学が難しく、オンラインでの5か月留学をしたり、渡航組とオンラインの留学を併用した年もございました。その中で様々なデータを分析しましたら、TOEICなどのそういった試験のスコアはオンラインも渡航もそれほど変わりがないという結果を得たのですが、一方、異文化間能力などの非認知スキルや、人間的な成長などについては、なかなかオンラインでは向上が難しいというデータを得ました。

また、オンラインで参加した学生たちの意見を集約しますと、先生と自分の縦のコミュニケーションは実現しやすいのですが、水平方向の学習者間のやり取りは教員のファシリテーションスキルといいますか、教員によって非常に差が大きくて、なかなかその質をコントロールするのが難しいということを学生の反応からも伺うことができました。

したがって、モチベーションの維持ということもそうですが、どの範囲の目標達成であればオンラ

インというやり方が効果があるのか、ハイブリッド型、対面とオンラインを併用するというのもございますし、様々な日本語教育の目的に応じたやり方の組合せといった実践が整理されていくと、いろいろなことが分かりやすくなるかということを感じながら伺っていました。以上コメントです。

○浜田主査

ありがとうございます。せっかく「日本語教育の参照枠」の議論をしておりますので、それとICTの議論とクロスさせることで、またいろいろなことが分かってくるのではないかという御提案かと思えます。

では仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

先ほど来いろいろな委員の方から御発言がございましたが、ニーズに応じていくために、特に地域で暮らす生活者を対象とした日本語教育を考える場合には、オンラインは非常に重要になってくるのではないかと感じております。ニーズに応えるという視点、あるいは日本語教育の普及、環境整備の観点もあると思うのですが、日本語教育推進法に書かれている、地方公共団体が責務として日本語教育に取り組む必要があると言われたときに大事な視点が、日本語教育の機会へのアクセスの公平性という理念です。そこも重要であると思っております。

その一方で、対面しかできないことがあるとも思っていて、対面ではこういうことができるが、オンラインでは難しいことがある。けれども、その場合にはこういった形で補うことができるといった技術も必要になってくるのではないかと思います。その辺りが、様々なグッドプラクティスの紹介の中でも触れられるといいのではないかと思います。

○浜田主査

日本語教育推進法の教育機会の確保という観点からもオンラインの意義があるということと、一方で対面での意義についてももう一度整理をしてくださったと思えます。

では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

私も今、仙田委員がおっしゃったことと全く同意見で、ICTの活用は、散在地域で日本語教育の機会にまだ恵まれない方々への解決方法として必須のことだと思う一方、対面でなければできない横のつながりということもありますので、正に仙田委員がおっしゃったとおりでと思います。

それで、そのために地域の日本語教育に関して、これまでもその充実をこの小委員会の中で皆さんと議論してきたわけですが、オンライン、同期型と、それから非同期型、そして対面という、この三つがうまく組み合わせられた形での地域の日本語教育が行われる必要があると考えます。私の感触では、地方自治体の場合に、ハードの面でなかなか行き渡らないということがありますので、その辺の充実も必要かと思えます。是非考えていただきたい点だと思っております。

それからもう一つ、課題の中に著作権の問題ももう少し含めてもよいのかと思いました。今日の資料の読み込みが十分ではありませんので、著作権の問題について、ありましたら大変申し訳ないのですが、日々の授業の中で教師が最も悩むところがこの著作権の問題で、オンラインでパワーポイントに教材を活用するときどうしたらよいのかという基本的なところから研修が必要だと思いました。

文化庁のホームページを見ますと、令和5年に改訂された、非常に分かりやすい学校教育における著作権の問題が詳しく説明されていますので、そういうところの紹介も必要かと思えます。以上2点、お話しいたしました。

○浜田主査

地域におけるオンラインの学習の普及がより重要であるということと、それから著作権についても、意識啓発も含めて必要という御意見でございます。

では根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

これはどちらかというと質問かもしれないのですが、今回このICTを活用した日本語教育ということで、CEFRが副題で、Learning, Teaching and Assessmentと付いております。Learningということで考えると、今、議論している中身は、どちらかというと日本語教育関係者がコントロールしているICTを活用した日本語教育という、そういうことだと思うのですが、実際は、私は専門が英語なので英語教育で言うと、今の学習者は、実際のもの、例えば外語大に入学してくるような学習者の学習履歴を聞いてみると、リスニングとかスピーキングのためにTEDを聴いていましたとか、BBCを聴いていましたとか、もともと英語教育あるいは英語学習として作られたものでないものに簡単にアクセスできるようになっています。私が受験生の頃はそんなものはなかったので苦労していましたが、今はかなり容易になっております。ただ、実際は構造化されていないので、そもそもどんなものがある、どういうものが自分の学習に向いているのか、分からないので、実際はいろいろ自分の興味に応じて学習者が手探りで探してやっていることです。こちらに関しては踏み込まない感じでしょうか。せっかくたくさんリソースがあるので、もったいないと思えました。

○浜田主査

御質問ありがとうございます。自学自習のオンライン、あるいはインターネットの活用ということですが、国際交流基金で実施された調査などがございましたらお願いしたいと思いますが、まず事務局、いかがでしょうか。

○増田日本語教育調査官

具体的に学習に使える素材やツール、リソースに関する調査は行っておらず、お示しできるものは現時点ではないのですが、日本語学習ツールとして、教材以外の動画や番組などを学習者に積極的に紹介するなどといったことをもっと進めても良いのではないかとこの視点を書きこませていただきたいと思います。

○四ツ谷委員

国際交流基金の調査では、自学自習の学習者がどういったものを使って学習しているのかとか、そういったことを把握するところまでの調査はできてはいません。ただ昨年、東京外国語大学でオンライン日本語教育の状況についての調査を日本国内に留学している留学生と、あと海外の大学で日本語を学習している学習者に対して行っています。それによりますと、今、根岸委員がおっしゃったような生の素材、今はもうNetflixとか、そういったところで、日本のアニメとかを普通に日本語音声で自分の国の言語の字幕により見られるので、そういったところで日本語を趣味も兼ねて勉強している方はかなり多いのではないかと思います。そこまで入り込めるような聞き方ではなくて、教材として何を使っているかを聞いています。例えばDuolinggoなどは結構使っている方が多いとか、国際交流基金の「みなと」や「いろどり」等のオンラインで勉強できる教材を使って学習しているという確認はできてはいるのですが、生素材の活用の情報は、誠に申し訳ありませんが把握し切れていない状況です。

○浜田主査

ありがとうございました。根岸委員、何かコメントはございますか。

○根岸委員

実際に具体的にこれがあるということよりは、ある程度学習が進んできた段階で、こういったものに対してアクセスしてみる、例えば、日本の生のドラマであるとかアニメであるとか、もう学習者の方が知っているかもしれませんが、気が付いていない人たちは全然気が付いていないので、そういう日本語の学習があるというヒントにはなると思います。もう少し構造化して実際Can do Descriptorにはこのぐらいのレベルになったらドラマを聞いて理解できるというのもありますので、そういうことともひも付けながら情報提供することがあってもいいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。貴重な御意見を頂きました。

そのほかございますか。では松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

先ほど島田委員も少し触れてくださったのですが、補遺版でせっかくオンラインの能力も伸ばしましょうということが入ってきているので、対面のかわりにオンラインという環境の話ではなくて、オンラインのコミュニケーション能力を高めるためにオンラインで教育しましょうという方向でいくといいのではないかと思います。

例えばSNSのやり取りなどは、学生たちも積極的にしていますが、日本語的にどうなのか、マナーの面がどうなのか、いろいろ課題が見えてくる部分もあるので、そういったことでオンラインのコミュニケーションではこういうことが大事ですよ、こういうところをやるとこのように失敗しますよなどといったことを積極的に入れ込むとか、プレゼンテーションもオンラインでやることで、より視覚の効果とか話し方のコツみたいなものが分かり、後で振り返りなんかもやりやすい部分はあると思うので、そういったものを取り入れる。

それからビジネスであればオンライン会議のときにこういうマナーがありますよ、こういう言い回しをするといいですよ、というような、オンラインだからこそできることを前向きに検討していただけるといいのかと感じました。

○浜田主査

オンラインでのやり取りについての教育についての御意見でした。

では西村委員、その後続けて長山委員、お願いいたします。

○西村委員

松岡委員がおっしゃったように、オンラインだからできることを積極的にというところは私も賛成です。それから戸田委員もおっしゃったように、オンラインの同期・非同期、それから対面というのをいかに組み合わせるかというところも大事だと思います。教育の在り方として、ここはオンラインだけという考え方ではなくて、オンラインと対面が両方組み合わせられて当然という考え方も大事かと思っています。

例えば文化庁のオンライン実証事業の中で、入学前の海外にいる入学希望者に対するオンライン教育を行ったときに、そこでまず日本語、学習者間の関係性を養って、入学後に対面で授業をしたときに、その対面の授業が非常にスムーズで、かつその人間関係性がより高まったという好事例があったとっておりますが、それはオンラインだったからよかった、対面だったからよかったではなくて、両方あったからよかったということだと思います。

両方をどううまく組み合わせるのか、日本語力だけではなくて文化面であったり人間的成長だったり、得意、不得意という部分をうまく組み合わせられるような、そんな在り方ができたらいいと感じ

ました。

○浜田主査

オンラインと対面の組合せが重要であるという御意見でした。

では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

2点あります。オンラインではできないこと、今の話ともつながる部分があるかと思いますが、オンラインの範囲はどうなのかという話があったところで御紹介です。我々JICEが委託実施している日本語教師の初任者研修で、1年目は対面で、2年目にコロナになってしまって、全部オンラインで実施して以来ずっとオンラインでやっています。学習者同士の交流がどうなのかと見ていたのですが、実はオンラインの方がはるかに交流するようになっていて、そこが面白かったなと思いました。

これは対象が日本人だからというのがあるのかもしれませんが、対面ですと、決まったときに来て、その時でしか話をしない。対面が前提だと、わざわざメールアドレスを聞いたり、何か連絡を取り合って別の時間帯に交流をするということはあまりありませんが、オンラインだと、もうそこでつながっているの、その時間帯以外の交流が結構スムーズにいくということがあると思うのです。

その仕掛けの仕方としては、例えば授業をやっている時間帯だけZoomを開設していくのではなくて、フリーに使えるオンライン上のスペースをずっと提供しておくことによって、実は対面よりも交流回数は増えることもあったりするので、オンラインだとできないといったときに、工夫次第で何とかなる部分もあるということは考えた上で、そのこの区別をしていった方がいいと思っています。

2点目は、教師のICTの研修のところですが、ここもレベルを分けて考えないといけないと思います。ICT技術をどう教授手法として取り組んでいくのか、どう新しいカリキュラム、オンデマンドとライブの組合せやコンテンツの開発をするのかといった意味でのスキルと、今の段階で、私たちが授業でオンラインのコースを任せられる先生、対面のコースを任せられる先生といったときに、どちらかというところそういうレベルのスキルではなくて、Zoomが扱えますとか、eラーニングシステムはうまく使えますというレベルのITリテラシーがあるかないかというレベル感が結構大きい。そこを乗り越える必要が実はあると思っています。ただ、それはどちらかというところ日本語業界の話ではなくて、もっと広い社会的な問題かと思うので、レベル感は区切った方がいいと思いました。

○浜田主査

教員の養成については、先ほども委員からありましたが、例えばオンラインでの学習者間のやり取りをどうやって進めるかなど、新たに教師に求められる資質・能力が増えてきていると思います。また、オンラインの方が、学習者間の裏のチャンネルといった交流も可能になるのではないかと思います。

報告に盛り込むべき観点についていろいろ御意見を頂きましたが、参考資料としてほかにこんなものもあればいいということも含めて、もし御意見がありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。では仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

細かい話になってしまうかもしれないですけども、8ページの最後の丸で、「教室内の活動の中で、学習者もICTを活用した学びに取り組めるよう」と書いてありますが、地域の日本語教室などで学習支援者しかいない場面で、例えば文法の説明がうまくできないとか、導入がうまくいかないときに使えるYouTubeの動画とか、そういうものを御存じの場合にすぐスムーズに教室活動が進んでいくという事例を幾つか聞いたことがございますので、そういう教室の中でのICT活用も具体的な事例も含めて盛り込んでいただけるといいのではないかと思います。

○浜田主査

非常に具体的な御提案でありがたいかと思えます。そのほかいかがでしょうか。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

今の仙田委員の御意見と関連するのですが、LMSに関して、個人的には、コロナが始まってオンラインでやらなければいけなくなって、LMSを活用し始めました。オンラインの手法が先行してあって、それを対面でもLMSを活用すると、非常にいろんな意味で学習の支援につながるということを感じております。課題のやり取りであったりですとか、それぞれ個人に応じた支援であったり、そういう意味ではオンラインから対面にも生かせるという事例も併せて共有できると、より発展的になるのかという感じがしました。

○浜田主査

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はここまでとなります。委員の先生方、御協力どうもありがとうございました。では事務局より連絡がございましたらお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日も長時間にわたる御審議をありがとうございました。最後に事務局からスケジュールの御連絡でございます。参考資料1に記載しておりますが、次回の第124回、今期最終回となります日本語教育小委員会は、2月22日、木曜日15時から開催予定となっております。御出席くださいますようお願いいたします。

○浜田主査

それでは、これもちまして第123回日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。